

令和5年度

第35回

伊勢原市農業委員会総会議事録

開催日 令和6年1月26日(金)

伊勢原市農業委員会

第35回 伊勢原市農業委員会総会議事録

1 開催日時

令和6年1月26日（金） 午前10時45分から午前11時20分まで

2 開催場所

伊勢原市役所2階 2C会議室

3 委員在任定数 10名

- | | |
|-----------|------------|
| (1) 杉本 和彦 | (6) 越水 一雄 |
| (2) 大木 克美 | (7) 三野 孝文 |
| (3) 重田 千秋 | (8) 麻生 伸一 |
| (4) 田中 光男 | (9) 市川 正美 |
| (5) 古屋 幸男 | (10) 鈴木 雅之 |

4 出席委員数

10名（その他、農地利用最適化推進委員11名出席）

5 欠席委員

6 署名委員

田中 光男、 古屋 幸男

7 議 長

鈴木 雅之

8 事務局等職員出席者

- ・伊藤 陽一（事務局長）
- ・青木 優
- ・片山 淳二
- ・岸 好夫

9 傍聴者

なし

10 審 議 内 容 （開会 午前10時45分）

[事務局 長] 定刻となりましたので、只今より第35回伊勢原市農業委員会総会を開会いたします。本会議は、「伊勢原市審議会等の公開に関する要綱」の規定で公開することになっておりますが、本日、傍聴人の方はおりません。出席委員10名で、定足数に達していることを報告します。それでは、議長、議事の進行をお願いします。

[議長] それでは、只今から、第35回伊勢原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名委員は、4番・田中光男委員と5番・古屋幸男委員の両名にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。本日の審議事項は、報告5件、議案5件の計10件となっております。まず、報告より入ります。

[議長] 報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] この届け出は、相続等によって農地の権利を取得したときに届け出が必要となります。

議案書の1ページから4ページをご覧ください。内訳は、大田地区で3件、成瀬地区で1件、比々多地区で1件の届出を受理しています。

なお、いずれも第三者への斡旋の希望はありませんでした。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。相続により、所有権を取得した旨の届出が5件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

[議長] 報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 市街化区域内にある農地について、自ら農地以外のものにするときは、農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出を農業委員会に行くこととされています。

お手元資料のとおり高部屋地区の1件について、専決により届出を受理しましたので報告します。届出内容について、補足いたします。

報告第2号の1については、昭和51年に公衆用道路に転用したものであり、農地法上の支障はないと考えられることから、追認することに支障はありません。

[議長] 事務局の説明が終わりました。市街化区域内の農地転用の届出が1件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 市街化区域内にある農地について、土地の権利移動を伴って農地以外のものにするときは、農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出を農業委員会に行うこととされています。

お手元資料のとおり大田地区の1件について、専決により届出を受理しましたので報告します。

届出内容について、補足します。

報告第3号の1については、住宅用敷地として転用を行うものです。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。市街化区域内権利移転の農地転用の届出が1件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 報告第4号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] この証明は、相続税納税猶予期間の3年ごとの証明です。比々多地区で2件、大田地区で1件、成瀬地区で1件の申請がありました。

報告第4号の1、申請人は串橋にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和5年12月19日、対象農地の明細は8頁から9頁です。串橋字西町に1筆、同字清水に3筆、同字古屋敷に5筆、同字佃に3筆、坪ノ内字元谷戸岡に2筆、合計14筆、面積は9,980平方メートルです。12月25日に事務局で現地調査を行い、水稻の刈り込み跡、梨の作付けを確認しています。12月26日付け専決処分で証明書を発行しました。

次に、報告第4号の2、申請人は沼目5丁目にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和5年12月22日、対象農地の明

細は10頁です。沼目字配合に2筆、同字中道下に2筆、合計4筆、面積は4,711平方メートルです。12月25日に事務局で現地調査を行い、水稻の刈り込み跡を確認しています。12月26日付け専決処分で証明書を発行しました。

次に、報告第4号の3、申請人は三ノ宮にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和6年1月4日、対象農地の明細は11頁から12頁です。岡崎字権現堂に2筆、三ノ宮字下木津根に3筆、同字中木津根に2筆、同字上木津根に11筆、合計18筆、面積は15,614平方メートルです。1月9日に事務局で現地調査を行い、梨、葡萄の作付け、水稻の刈り込み跡を確認しています。1月10日付け専決処分で証明書を発行しました。

次に、報告第4号の4、申請人は高森にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和6年1月6日、対象農地の明細は13頁です。高森字白金に1筆、面積は583平方メートルです。1月16日に事務局で現地調査を行い、露地野菜の作付けを確認しています。1月17日付け専決処分で証明書を発行しました。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。引き続き農業経営を行っている旨の証明願いが4件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 報告第5号、農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 賃貸借が行われている農地について、貸し手・借り手の合意で解約をする場合には、農地法第18条第6項の規定に基づく合意解約の通知を農業委員会に行うこととされています。

お手元資料のとおり成瀬地区の1件について、専決により通知を受理しましたので報告します。

通知内容について、補足いたします。

報告第5号の1については、賃借人の離農のため解約に至ったものです。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。農地法第18条第6項の規定による届出が1件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 議案第1号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 相続税の納税猶予とは、農業を営んでいた被相続人が、農業の用に供している農地を、農業を引き継ぐ相続人が相続した場合、相続税の納税が猶予される制度です。猶予された税額は、相続を受けた方が死亡した場合に納税が免除されます。今回、三ノ宮地区で1件の申請がありました。

議案第1号の1、申請人は坪ノ内にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。対象農地の明細は16頁から18頁です。

申請地は、串橋字竹ノ花に1筆、坪ノ内同元谷戸岡に1筆、同字中谷戸岡11筆、同字西ノ前に7筆、同字久門寺に1筆、同字楠平に3筆、同字瀬戸に2筆、合計26筆、面積は12,280.90平方メートルを特例農地として申請しています。1月16日に、地区の農業委員と事務局及び相続人とで現地調査を行い、水稻の刈り込み跡、イチゴ、みかん、柿の作付けが確認され適正に管理されておりました。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第1号の1につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 1月16日に事務局と、それから1月23日に当地区委員全員で現地確認を行いました。事務局との現地確認の時は、相続人の方が熱を出されたということで、相続人の息子さんから説明を受けました。

いちご、みかん、柿などが栽培されておりまして、事務局の説明のとおり適正に管理されておりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

[議長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第1号の1について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第1号の1について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第1号の1については、「原案のとおり認める」といたします。

[議長] 議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 農地の権利設定又は所有権移転をしようとする場合は、農業委員会の許可が必要です。今回、高部屋地区で1件の申請がありました。

議案第2号の1、図面番号は1番です。併せて公図をご覧ください。

申請地は上粕屋字子易の1筆、面積は244平方メートルです。譲渡人は上粕屋にお住いの方で、譲受人も上粕屋にお住まいの方です。

今回、経営規模拡大のため無償にて所有権を移転します。

1月24日に事務局と地区農業委員さんの合同で現地調査を行い、譲受人が経営している他の農地については、果樹の作付けが確認でき、適正に管理されていました。

申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項各号該当事項はありませんでした。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第1号の2につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 1月24日の午前中に事務局と午後には農業委員、推進委員4名で現地を確認しております。今回の譲り受ける農地ですけど、種類のわからない樹木が生えておりまして、優良農地を譲り受けるのは3条の趣旨からすると、これを農地だと判断がつかないので、その木の種類と、今後どうするか計画を求めたところ、1ヶ月ぐらい時間をくださいということでしたので、継続審議として私はお願いをしたいと思います。要するにその確認が取れば問題がないのですが、どう使うのかわからない、農地としてそのまま使えないものを、許可しますよとはできないので、これは継続審議で、次の月に判断をしたいと思いますので、よろしくお願いします。

[議長] ちょっと質問して良いですか。1ヶ月位でわかるということですが。

[地区担当委員] 植えた木がアオキとか、他にちょっと実が生っていましたが、その実が2、3ミリの粒が生っている木で、この実は何ですかと、作物を出荷するのですかと聞いたら、その譲り受ける人もわからないので、持ち主の人に確認しますということで、その木があるのが土手の淵だったらわかるのですが、畑のど真ん中にそれが何本も植えてあるので、これが畑として農地として、そのまま良いですよと判断できないので、譲り受ける人に1ヶ月位でその部分だけでも抜根するかして、畑らしくしてくれればと話をし、了解をもらいました。

[議長] わかりました。今、地区担当委員からそういう話がございましたので、継続審議ということにしたいと思います。

[議長] 次に移ります。
議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について事務局から説明をお願いいたします。

[事務局] 農地に権利設定又は移転をして農地以外の物にする場合について農業委員会の意見を求めます。今回、1件の申請がありました。

議案第3号の1、図面番号は3番です。併せて公図、土地利用計画図をご覧ください。

申請地は東大竹字下谷戸の1筆、面積は1,100平方メートルで、西側は県道に面し、南側と東側は農地、北側は自社用地の資材置場となっています。譲渡人は東大竹の方です。譲受人は伊勢原4丁目の本社が在る会社です。権利関係は所有権移転です。

この会社の既存の資材置場は2箇所、隣接地と申請地の北側50メートル先の所にあります。50メートル先は解体業の置場となっています。隣接地は平成8年に農業用堆肥舎として許可を受けた施設ですが、現在は譲受人の所有となっており、屋根があるので建築資材の置場として使用しています。

今回、土木工事の資材について新たに置場を探していたところ、隣接地主の了解を得られたので転用します。置場には砂利・残土一時置場・単管パイプ・コンクリート製品などの土木資材を置きます。

申請地の立地基準は、宅地や雑種地により分断され、農地の広がり10ヘクタール未満であることから、その他2種農地と判断されます。

一般基準及び個別基準についてですが、敷地は整地し雨水は浸透トレンチ管を敷設して浸透処理をします。敷地境は3メートルの鋼板で囲みます。計画としては周辺農地への影響も少なく、資金計画も適切である

と判断されます。なお、伊勢原市地域まちづくり推進条例は手続き中です。１月２３日に県担当者の現地調査を受け、一昨日の２４日に県の指示がございました。

この会社の資材置場の転用申請は、令和５年８月７日付けで取下げとなっています。その経過を踏まえて次の３点の指示をいただいております。１点目は、今までの許可済施設の位置・面積・経過・利用状況を説明して下さい。２点目は、その施設の内部写真が不十分で利用状況が分かりません。倉庫は内部写真を取って下さい。広い敷地は東西南北から写真を取って下さい。どの場所を取った物か説明文を付けて下さい。３点目は、申請地の選定理由の中に、他の候補地２箇所程度を比較検討した経過を付け加えて下さい。

以上３点の指示をいただいております。書類不備・疑義事項がないように正確に加筆・修正を至急行って下さい。という連絡をいただきまして、一昨日の夕方、相手にこの内容をファックスしてございます。このファックスの内容には、この不備事項を今日の総会で説明するように、県の担当者から指示をいただいております。そして昨日の午後のうちに相手から連絡がありまして、資料は今集めているところで、この総会には間に合わないが、今日中には追加資料をきちっと提出しますというような御連絡を受けておりますので、経過を御説明したうえで、本総会に諮らしていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第３号の１につきまして地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] ありません。その話は聞いておりません。

[議長] 事務局並びに地区担当員の附則説明といえますか、話を聞いてないということをですが。

[事務局] 昨日の今日のことで書類のやり取りについては、私どもと代理人、県とのやり取りになります。農業委員は代理人から聞いている内容、あるいは皆さんで現地を調査した内容を意見として発表していただければと思っております。

[地区担当委員] １月２０日に現地は見ました。事務局の説明以外の形の中で現地を見ましたところで、これについては問題ございませんが、そういった経過

があるということであるならば、そういう形の中で再度、その辺を確認する必要があるかと思い、事務局の方の説明を私の方から求めます。

[委 員] 今の形で県からの要望だからその県の回答を待った上で、継続審議にして、再度判断をした方が間違いではないかと思うけど、いかがですかね。

[事 務 局] 一昨日 5 時過ぎに指示があつて、昨日の話で、今日中には必ず出すっていう話なので、業者によって色んな書類のやり取りがある中、実際には他の申請者も書類の追加修正は結構あります。

現時点で県がどう判断するかも何とも分からない中で、おっしゃられる意味はわかりますけども、私も何とも言えない所です。

[議 長] ちょっと確認なのですが、伊勢原地の地区委員が確認をしたということですが、現場を見た状況ではどうでしたか。

[地区担当委員] 先ほど事務局で説明した以外の部分については、委員さんが集まっていたいて見た中で、特に問題はないということ、要するに表面上のことですよ。今言われたのは、具体的な手続上の問題とか、あるいはそういったことで裏の部分が全部言われているわけですよ。県の方からは。

[議 長] わかりました。地区で確認したときには別に問題はないだろうということですね。

あと書類が出てきましたら再度確認をするというようなことでどうでしょうか。継続するという意味で。

[委 員] いずれにしても 3 点の指示について今は資料がないので、ある程度の資料が出てからの方が、申請者と県にとって追加訂正・審査に時間的な余裕があった方が良いので、再度審査するというものでいかがですか。

[議 長] この件については継続審議ということでよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)

[議 長] 議案第 3 号については継続審議といたします。

[議長] 議案第4号、非農地証明交付申請の承認について事務局から説明をお願いいたします。

[事務局] 今回1件の証明願がありました。
議案第4号の1、図面番号は4番です、併せて公図、資料をご覧ください。

申請地は上粕屋字山王原の1筆、面積は148平方メートルです。

経過につきましては、祖父が昭和23年に農地を購入し最初の家を建築しました。その後、父がアパートを建設、現在の家は平成26年に建て替えたものです。

経過を証明する資料としては、平成2年の航空写真、平成14年度の名寄帳を提出しています。

申請地の南側は道路、西側と東側は住宅、北側は畑に囲まれ地形で、特に周辺農地に支障は少なく、申請地は農地に復元することが著しく困難で他法令違反ありません。農地法違反で追求すべき要素もないため、非農地証明の手続きとなりました。

申請地の立地基準は、宅地や雑種地により分断され、残された農地が30アール未満である場合に該当し、第3種農地と判断されます。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第4号の1につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 1月24日に地区委員の私と大山地区の委員、推進委員2名で現地を確認しました。この土地については、昨年、タブレットで農地を確認したときに私共も初めてわかりました。

地図上では全然わからなかったですね。現地を確認しても、後ろに農地があるものですから、そっちの農地だと思ったら、その敷地の中の農地だっていうことがわかって、非常にタブレットの効果を実感したところですが、従来こういう家が建っていたのは記憶にあるのですが、農地だというのが初めてわかって、もう昭和40年、線引き以前からもう建物があるわけですから、問題はないと思います。以上です。

[議長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第4号の1について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

- [議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第4号の1について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。
【 挙手全員 】
- [議長] 挙手全員。よって、議案第4号の1については、「原案のとおり認める」ことといたします。
- [議長] 議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について事務局から説明をお願いいたします。
- [事務局] 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により、農業経営基盤強化促進法第19条の規定による地域計画を定め、公告する前においては、最長で令和7年3月31日までの間、なお従前の例により新たに農用地利用集積計画を定めることができます。
このことから、同意市町村である伊勢原市が新たに農用地利用集積計画を定める場合は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、「農業委員会の決定」が必要です。
お手元資料にあります更新の申出1件、新規設定の申出1件の計2件の申出について、順に説明申し上げますので御審議をお願いします。
なお、これらについて決定いただける場合は、利用権始期が、議案第5号の1の更新の申出においては令和6年5月1日、議案第5号の2の新規設定の申出においては令和6年2月1日となります。
まず、議案第5号の1、大田地区、小稲葉字大上の1筆、174平方メートルの使用貸借については、令和6年4月30日に利用権の満期を迎えることから更新の申出となります。
次に、議案第5号の2、比々多地区、串橋字清水の1筆、919平方メートルの使用貸借の受け手となる者は、約832アールの規模を耕作している農業者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。以上、御審議をお願いします。
- [議長] 事務局の説明が終わりましたので、審議に入ります。議案第5号について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。
無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

〔議長〕 議案第5号について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

〔議長〕 挙手全員。よって、議案第5号については、「原案のとおり認める」といたします。

〔議長〕 以上をもちまして、第35回伊勢原市農業委員会総会を閉会といたします。お疲れ様でした。

【午前11時20分 終了】